

## 会 議 録（要旨）

会議の名称	令和5年度第2回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和6年3月15日（金） 午後 2時00分 開会 午後 3時00分 閉会
開催場所	茨木市市民総合センター2階 204号室
出席者	[委員] 村上 亨 花田 眞理子 加賀 有津子 梅宮 典子 【4人】
欠席者	田中 正人 柳原 崇男 【2人】
事務局職員	松本産業環境部長、河原商工労政課長、 渡口商工労政課総務係長、松原商工労政課職員 【4人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）業務スーパー茨木上穂東店」（新設） (2) その他
配布資料	(1) 審議案件の概要（（仮称）業務スーパー茨木上穂東店） (2) 審議案件説明資料（（仮称）業務スーパー茨木上穂東店）

## 議事の経過

### 1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

### 2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

### 3 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒昨年度の審議会で決定したとおり、審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うこととし、今回の審議案件については公開とすることについて、各委員了承。

※事務局：以降の議事進行を会長に依頼

### 4 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者入室

### 5 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）業務スーパー茨木上穂東店）

事務局：届出内容について説明。

#### ① 設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

(1) 来客者等の入店経路について。

(2) 荷捌き車両の出入り口からの動線及び作業時間と安全対策について。

(3) 廃棄物保管施設の臭い対策や容量について。

(4) 住民説明会の周知方法について。

(5) 東側場内歩道の幅員及び安全対策について。

(6) 満車時の臨時駐車場について。

(7) 計画地東側の敷地境界地点において、騒音予測の結果が規制基準に近い数値となっていることについて。

(8) 左折入退場の周知方法及び徹底について。

(9) 中央分離帯（ポストコーン設置）について。

(10) 未定物販店舗の開店、閉店時間について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 歩行者や自転車については、北側及び東側の場内歩道から入店していただく。駐車場（入口付近）に車を止めた来店客については、建物配置図兼平面図の黄色の部分歩いて入店いただくよう考えている。
- (2) 荷捌き車両についても来店客車両と同様に府道側の入口と出口を使用する。入口から入り駐車場を通過して荷捌き施設まで行き、転回して出てくることになる。荷捌き作業時間帯について、業務スーパーは朝9時からの営業であり、営業時間前にはほとんど出入りを行う予定だが、一定遅れてくる便もある。それらについては来店客との交錯が出てくるため、気を付けるよう運転手へ安全運転を心がけるよう周知徹底していきたい。
- (3) 店内でお惣菜等の調理は行い、その廃棄物も保管施設に廃棄する。臭いについては廃棄物保管施設の部屋自体を温度管理できるようにしたいと考えている。廃棄物保管施設の容量については、通路部分を外した大きさを届出の容量としているため、数値だけをみると小さいように思えるが、通路部分を含めると10㎡程度あり、二店舗で一緒に使用しても不足ない容量を確保している。
- (4) 説明会1週間前に、読売、朝日、毎日、産経、日経新聞の5紙の朝刊に折り込みチラシを一万部程度入れており、現地でも掲示を行っている。
- (5) 東側場内の歩道の幅は2メートルほどで、一部は1.5メートルほどである。歩車分離ができるよう柵を設けたいが、先がせまくなっているのをそれを立てるとトラック等が当たってしまうことも考えられる。
- (6) 満車用の臨時駐車場については、警察との協議で、満車時には開放するよう指導を受けて設置している。常時使用するわけではないが、荷捌きがほぼ午前中に終わるため、昼間に渋滞が発生する場合には使用するよう言われた経緯がある。臨時駐車場使用の際には誘導員の誘導等ソフト面での安全対策を考える。
- (7) この地点にはファンや冷凍冷蔵庫用の室外機が固まっている。この騒音の予測には回折を全く入れていないことと、車が走る全台数の音を載せているため実際はもう少し低くなる予想である。また東側の道路は消防車等の緊急車両しか入れない。計画地は元々運送会社でトラックの出入りがあった場所で近くの住宅の方には、本計画について事前に話をしており、何かあれば言うていただくようお願いをしている。
- (8) 届出書に記載の通り、出入口には右折入出庫禁止の注意喚起看板を立て、路面標示で左折の矢印の表示を行う。繁忙時やオープン時には整理員を配置する。オープン時のチラシには案内ルートを記載する予定である。状況を見て、警察の北側の交差点でプラカードを持つなどの対策も考えている。
- (9) 交通量が多い道なので、中央分離帯やポストコーン等を作ると緊急車両が通れなくことが懸念される。
- (10) 未定物販店舗については業務スーパーより短くなると思う。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示。

- ・市の意見はなし。
- ・開業後において交通渋滞の緩和のため、適切な対策を講じるとともに安全で円滑な道路交通を確保するため、必要な交通対策を求める付帯事項の提案

委員：事務局の提案どおりで異議なし。

- ・付帯事項に円滑な道路交通のみでなく通行も加えることの提案

③総括

本件については市の意見はなし。ただし、審議の結果、「開業後において交通渋滞の緩和のための適切な対策を講じるとともに安全で円滑な道路交通及び通行を確保するための必要な交通対策の実施」に関して、付帯事項を付け加える。